

短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホームちぎり（ユニット型施設）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人桃源堂福祉会が開設する特別養護老人ホームちぎり（ユニット型施設）（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、入所者の心身の特性を踏まえて、短期入所生活介護計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることとする。

- 2 事業所の従業者は、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って事業の提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、東三河広域連合、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームちぎり（ユニット型施設）
- (2) 所在地 愛知県豊川市篠田町四ツ家75番地1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

医師 1名以上

生活相談員 1名以上

看護職員 2名以上

介護職員 17名以上

栄養士又は管理栄養士 1名以上

機能訓練指導員 1名以上

調理員 1名以上

従業者は、短期入所生活介護の提供を行う。

事務職員 1名以上 必要な事務を行う。

(入所定員)

第5条 入所定員は空床利用型 介護老人福祉施設の定員 50名以内とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証記載の負担割合に応じた額とする。なお、食費、居住費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の世話
- (3) 健康チェック
- (4) 機能訓練
- (5) 送迎
- (6) 夜間看護体制

2 第7条における通常の送迎の実施地域を越えて行う短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅まで、1キロメートルあたり100円を徴収する。

3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入所者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額のどちらか低い額とする。

- 1) 滞在費 1日 2,066円
- 2) 食費 朝食 397円 昼食 524円 夕食 524円
- 3) 個人的通信費 コピー・FAX 1枚 10円を徴収する。
- 4) 事業所の発行する証明手数料 1枚 200円を徴収する。
- 5) 理美容代 実費。

4 日常生活において個人的に必要となる費用で入所者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

5 前各項の費用の支払いは、入所者又はその家族に対して事前に文書説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 送迎の地域は豊川市とする。

(事業所入所に当たっての留意事項)

第8条 従業者は、入所者及び家族に対し、提供する事業の内容を説明し、同意を得る。

2 従業者は、事前に入所者に対して次の点に留意するよう説明する。

- (1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(その他事業所の運営に関する重要事項)

第9条 事業所は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きを次のとおり定める。

- (1) 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断は、事業所における「身体拘束ゼロ委員会」を中心として検討し、「切迫性」「非代替性」「一時性」それぞれに該当するかどうかを判断する。
- (2) 必要と認めた場合には、入所者及び家族に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、書面にて同意を得る。
- (3) 緊急やむを得ず行った理由を記録するとともに、経過観察記録についても記録する。その記録については、完結の日から5年間保存するものとする。
- (4) 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には、「身体拘束ゼロ委員会」で検討、実際に一時的に解除してその状態を観察、要件に該当しないと判断された場合には直ちに解除する。

(感染症対策)

第10条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、「感染症・食中毒予防委員会」を設置し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の指針等を定め必要な措置を講ずる。

(褥瘡防止対策)

第11条 事業所は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するため、「褥瘡対策委員会」を設置し、対策指針等を定め必要な措置を講ずる。

(介護事故対策)

第12条 事業所は、事故が発生又はその再発を防止するため、「介護事故対策委員会」を充実させ、防止のための指針、事業所の基本的な考え方を定める等必要な措置を講ずる。

(緊急時等における対応)

第13条 従業者は、事業の提供を行っているときに、入所者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに配置医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止対策)

第14条 事業所は、虐待が発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期

的に（年2回以上）実施すること。

④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置くこと。

（非常災害対策）

第15条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

2 訓練については、地域住民及び消防関係者の参加を得られるように努めるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用研修 採用後3ヶ月以内

（2）継続研修 年4回

2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。また、従業者でなくなった後も同様とし、その旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人桃源堂福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。